

## 議案第 253 号 福島市立地適正化計画（原案）【概要】

### 1 計画策定の目的及び背景

全国の多くの地方都市において、今後、人口減少、高齢化の更なる進展が見込まれ、市街地の低密度化の進行に伴い、日常生活に必要な医療、商業などの都市機能の低下や地方財政状況の悪化等の事態も懸念される中、コンパクトなまちづくりの推進が強く求められています。

こうした背景を踏まえ、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の一部が改正され、市町村は「立地適正化計画」を作成することができることになりました（都市再生特別措置法第 81 条第 1 項）。

福島市においても、人口減少、高齢化の更なる進展など、全国の多くの地方都市と同様の問題を抱えているため、今後は、都市機能の既存ストックを最大限に生かしつつ、利便性の高い交通体系が確保されたコンパクトなまちづくりを進めながら、公共交通沿線を中心として居住を集約し人口密度を確保することで、一定の人口密度に支えられている都市機能などの生活サービスを持続的に受けられるようにすることが重要となります。

### 2 計画期間 概ね 30 年後（平成 52 年）

### 3 計画の構成（平成 28 年度公表）

- 第 I 章 立地適正化計画の概要
- 第 II 章 上位・関連計画の整理
- 第 III 章 福島市の都市構造上の課題と方向性
- 第 IV 章 基本方針
- 第 V 章 立地適正化計画で設定する区域及び誘導施設
- 第 VI 章 実現化方策

### 4 計画内容

平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 ヶ年をかけて福島市立地適正化計画を策定し、医療、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導を行う都市機能区域（都市機能誘導区域）、居住を誘導する居住誘導区域を設定するとともに、立地を誘導すべき施設、都市機能及び居住誘導のための施策などを定めます。

### 5 計画策定及び公表

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 平成 27 年度    | 都市構造評価に関する基礎調査     |
| 平成 28 年度    | 福島市立地適正化計画策定業務委託   |
| 平成 28 年 4 月 | 庁内策定委員会・幹事会を設置     |
| 平成 28 年 5 月 | 福島市立地適正化計画策定業務委託   |
| 平成 28 年 6 月 | 庁外の有識者等による策定協議会を設置 |

平成28年 4月～平成29年 1月	庁内策定委員会	3回	開催
平成28年11月～平成29年 1月	庁内策定幹事会	6回	開催
平成28年 6月～平成28年10月	庁外策定協議会	3回	開催
平成28年12月～平成29年 1月	パブリック・コメントを実施		

福島市立地適正化計画は、平成28年度に公表する内容と、平成30年度に公表する内容があります。

公表する内容については、下記のとおりとなっております。

福島市立地適正化計画で 公表する内容	平成28年度に公表する内容	平成30年度に公表予定の内容
立地適正化計画の概要	●	
上位・関連計画の整理	●	
福島市の都市構造の課題と 方向性	●	
基本方針	●	
居住推奨区域 (居住誘導区域)		●
都市機能区域 (都市機能誘導区域)	●	
都市機能誘導施設	●	
届出制度	●都市機能区域(都市機能誘導区域)外における都市機能誘導施設の建築行為又は開発行為の届出	居住推奨区域外における建築行為又は開発行為の届出
誘導施策		●
数値目標の設定と進行管理		●

## 6 計画の策定による効果

人口減少・高齢者の増加により、経済面において厳しい都市経営の中においても、将来にわたり持続可能な都市経営を確保し、安全・快適に暮らせる生活環境づくりを実現する。

## 7 今後の予定

- 平成29年2月下旬 福島県土木部都市計画課へ公表内容を報告
- 平成29年3月下旬 福島市HPで公表